中部地方整備局公示

木曽川水系木曽川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項及び第４項の規定に基づき措置した船舶（以下「物件」という。）について、当該物件の所有者、占有者その他物件について権原を有する者に対し、当該物件を返還するため、河川法施行令第39条の３第１項第２号の規定に基づき公示する。

平成 24 年３月 29 日

中部地方整備局長　足立　敏之

１　保管した物件の名称又は種類及び数量　船舶１隻

２　保管した物件の放置されていた場所及び当該物件を除却した日

⑴　保管した物件の放置されていた場所　岐阜県海津市海津町地先　一級河川木曽川水系木曽川（右岸21.4㎞付近）

⑵　当該物件を除却した日　平成24年２月１日

３　当該物件の保管を始めた日及び保管の場所

⑴　当該物件の保管を始めた日　平成24年２月１日

⑵　保管の場所　愛知県愛西市福原新田町地先（一級河川木曽川水系木曽川右岸12.2㎞）

４　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省中部地方整備局木曽川下流河川事務所占用調整課に申し出ること。

５　問い合わせ先　三重県桑名市大字福島465　国土交通省中部地方整備局木曽川下流河川事務所占用調整課　電話0594―24―5718

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第４０２号

名古屋市中村区竹橋町15番３号
債務者　有限会社フイジカル
代表者代表取締役　奥田　春子
１　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　永冨　史子
４　破産債権の届出期間　平成24年４月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月14日午後１時30分

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９号

愛知県豊川市御津町西方日暮２番地の１
債務者　株式会社加藤石油
代表者代表取締役　加藤　鎮男
１　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大林　由美
４　破産債権の届出期間　平成24年４月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月13日午前10時35分

名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第４７号

愛知県新城市野田字上市場25番地の142
債務者　新城電子有限会社
代表者取締役　織田　哲範
１　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大塚公美子
４　破産債権の届出期間　平成24年４月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月９日午前10時15分

名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２５４５号

東京都江戸川区松江７丁目４番８号
債務者　株式会社ダイワ塗装工業
代表者代表取締役　柳沼　　正
１　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　榎本　崇人
４　破産債権の届出期間　平成24年４月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月２日午後４時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２８９８号

東京都中央区築地７丁目５番３号
債務者　株式会社海勢
代表者代表取締役　磯崎　潤一
１　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　幸村　俊哉
４　破産債権の届出期間　平成24年４月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午後２時

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９６７号

東京都千代田区鍛冶町２丁目８番６号
債務者　株式会社アーバンリサーチアソシエート
代表者代表取締役　川島　　学
１　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　本間　伸也
４　破産債権の届出期間　平成24年４月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月18日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９８号

岩手県奥州市前沢区向田１丁目４番地
債務者　有限会社オートリーダーロードサービス
代表者代表取締役　金野　保海
１　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　持田　光則
４　破産債権の届出期間　平成24年４月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月26日午前10時

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２１７号

東京都町田市金井町2612番地58
債務者　株式会社環境地盤コンサルタント
代表者代表取締役　小堀　哲哉
１　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大森　　顕
４　破産債権の届出期間　平成24年４月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月20日午前10時30分

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２１９号

東京都稲城市東長沼597番地の３
債務者　有限会社サトウ工芸社
代表者代表取締役　佐藤　博司
１　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　穂積　　剛
４　破産債権の届出期間　平成24年４月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月20日午前10時

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３号

静岡県三島市御園52番地の１
債務者　協和商事有限会社
代表者代表取締役　伊東喜久雄
１　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福地　明人
４　破産債権の届出期間　平成24年４月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月20日午前10時

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２６４号

京都市右京区常盤村ノ内町１番地17
債務者　株式会社フラッシュ
代表者代表取締役　服部　光治
１　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三谷　　健
４　破産債権の届出期間　平成24年４月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月６日午後１時30分

京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９号

長野県飯田市水の手町3022番地１
債務者　株式会社アルプスハウス池田鉄工所
代表者代表取締役　池田　次男
１　決定年月日時　平成24年３月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川島　一慶
４　破産債権の届出期間　平成24年４月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午後２時30分

長野地方裁判所飯田支部